

9 働く



○就労に向けて準備しておくことは？

就労するにあたっては、自分の適性と能力を把握しておくことも大事です。まずは自分の適性等を把握するため、就労支援を行っている機関へ相談してみるとよいでしょう。

また、就労以前に昼夜逆転生活といった生活のリズムが崩れている場合は、地域活動支援センターを利用するなど、生活のリズムを安定させることから始めてみるのもよいでしょう。

●地域活動支援センター

地域活動支援センターⅠ型事業所

日常生活支援、日常的な相談への対応や地域交流活動などを行い、社会復帰と自立と社会参加の促進を図ります。

○対象 主に精神障害のある方

地域活動支援センターⅢ型事業所

地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、簡単な内職や手工芸等の作品づくりや販売活動など、創作的な活動や生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行います。

○対象 満15歳以上で、通所による指導が馴染む方（就学中である方を除く）

○地域活動支援センターの問い合わせ先 各区福祉課障害福祉係（78ページ）

●発達障害者就労準備支援事業

発達障害のある方が、発達障害者の就労についての理解及び熱意がある協力事業所において実習を行うことにより、職業イメージを持ち、就労に必要な社会性や対人関係能力、体力、持久力、作業能力などを身に付けることを目的とした事業です。

○対象 広島市在住の発達障害のある方

○実習内容 店舗や工場などの協力事業所での体験実習です（雇用が前提ではありません。）。実習期間は最大10日間までで、実習に伴う参加者への賃金や報酬はありません。実習期間等は広島市発達障害者支援センターが調整を行います。

○申し込み・問い合わせ先 広島市発達障害者支援センター

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
広島市発達障害者支援センター	東区光町二丁目 15-55	568-7328	261-0545

●知的障害者職業自立訓練事業

現状では直ちに企業等に雇用されることが困難な知的障害者を対象に作業訓練生活訓練、社会適応訓練等を行う事業です。

○対象 次のいずれにも該当する方

- (1) 広島市内に住所を有する原則として18歳以上の方で、療育手帳を持っている方
- (2) 訓練事業実施場所まで通所可能な方
- (3) 雇用または自営等により就業していない方で、障害福祉サービス事業所等に入所または通所していない方
- (4) 訓練効果が期待できる方

○訓練期間 原則として1年間

○手続き・問い合わせ先 各区厚生部福祉課障害福祉係(78ページをご覧ください。)

●広島障害者職業能力開発校

障害のある方々に、様々な職種についての知識や専門的な技術、技能を習得していただくための国立県営の施設です。

○対象 障害のある方で、職業訓練を通じ、職業的自立が見込まれる方

○訓練科目 CAD技術科、情報システム科、Webデザイン科、OA事務科、音声パソコンコース
(OA事務科)、事務実務科、総合実務科、チャレンジコース(総合実務科)

○期間 6月、1年又は2年(訓練科目による)

○費用 授業料は無料(ただし、個人で使用する教科書代等は自己負担)

○入校時期 毎年4月、チャレンジコース(総合実務科)は、4月と10月

○その他 募集についてはハローワーク、広島障害者職業能力開発校にお問い合わせください。

名称	所在地	電話番号	FAX番号
広島障害者職業能力開発校	南区宇品東4-1-23	254-1766	254-1716

○就労のことで相談したい。どこに相談すればいい?

●ハローワーク

ハローワークでは仕事に関する情報を提供したり、仕事に関する様々な相談を受けたりしています。「仕事をしたいが不安がある」、「自分に向いている仕事が見つからない」、「自分の今の能力で就職できるか心配だ」、そういった相談があれば相談してみましょう。

また、ハローワークには一般向けの窓口だけでなく、障害者向けの専門窓口も設けられており、障害について専門的な知識をもつ職員が相談に応じています。

名称	所在地	管轄・対象	電話番号 (FAX番号)
ハローワーク広島	中区上八丁堀8-2	中区、西区、安佐南区、佐伯区(湯来町・杉並台を除く)	223-8609 (223-5122)
ハローワーク広島東	東区光が丘13-7	東区、南区、安芸区	264-8609 (264-1355)
ハローワーク可部	安佐北区可部南三丁目3-36	安佐北区	815-8609 (814-6222)
ハローワーク廿日市	廿日市市串戸4-9-32	佐伯区のうち 湯来町・杉並台	0829-32-8609 (0829-32-3350)

☆若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

ハローワーク広島において、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている者に対して個別相談や面接の同行支援、事業所の見学などの個別支援を行うとともに、希望する者に対し、専門支援機関である地域障害者職業センターや発達障害者支援センター等につなぎます。

☆障害者合同面接会

広島市やハローワークなどの共催により、就職を希望する障害者と障害者の雇用を希望している事業所とが一堂に会して、面接を行う合同面接会を開催しています。

○時期 10月頃

○問い合わせ先 ハローワーク

●地域若者サポートステーション

仕事に就いておらず、家事も通学もしていない様々な悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に加え、就職氷河期世代の支援のため40歳～49歳までの40歳代無業者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。

名 称	所 在 地	管 轄	電話番号 (FAX 番号)
若者交流館	中区基町12-8 宝ビル7階	中区、東区、南区、 西区、安芸区、 佐伯区	511-2029 (228-6029)
若者交流館ユーストピア中央サテライト	中区八丁堀3-2		222-6123 (222-6123)
ひろしま北部若者サポートステーション	安佐北区可部南5-13-21	安佐南区、安佐北区	516-6557 (516-6553)

●ひろしましごと館

若者から高齢者まで全世代の就業を支援するために設置されており、若年者就業相談コーナーでは、キャリアコンサルティングや職業適性診断、就職セミナーなどを行っています。

名 称	所 在 地	電話番号
ひろしましごと館若年者就業相談コーナー	中区基町12-8 宝ビル7階	224-0121

●わかものハローワーク

35歳未満の方を対象に、正規雇用での就職支援を行う施設です。個々の求職者の希望やニーズに応じた担当制によるきめ細やかな就職支援を行っています。

名 称	所 在 地	対 象	電話番号
広島わかものハローワーク	中区本通6-11 明治安田生命広島本通ビル8階	35歳未満の方（平日17:15以降と土曜日は35歳以上の方も利用可能）	236-8613

●障害者就業・生活支援センター

障害者の職業的自立のため、身近な地域で就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うことを目的とし、関係機関と連携しながら、就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせん等を行っています。

- 事業内容 ①就業に関する相談支援 ②雇用管理に係る事業主への助言 ③職場定着の支援
④日常生活・地域生活に関する助言

○手続き 直接申し込んでください。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
広島障害者就業・生活支援センター	西区横川町2-5-6	297-5011	297-5012
呉安芸地域障害者就業・生活支援センター（広島事務所）	南区比治山本町12-2	252-3105	252-3155
広島東障害者就業・生活支援センター	東区若草町15-20 就労サポートセンターSOAR 5F	262-5100	262-5102

●広島障害者職業センター

ハローワーク等と密接な連携を取って、職業相談や職業評価、基本的な労働習慣や職業に関する知識の習得のための職業準備支援（発達障害に特化したカリキュラムもあります。）、事業所内で作業指導や職場適応に関する支援を行うジョブコーチ支援、うつ病等で休職している方への職場復帰支援や就職後の職場適応指導などを行っています。

利用にはあらかじめ電話等で予約する必要があります。求職登録をしている方はハローワークを通じてお申し込み下さい。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
広島障害者職業センター	東区光町二丁目15-55	263-7080	263-7319

○福祉就労って？

就労継続支援A型事業所や就労継続支援B型事業所といった障害福祉サービス事業所などで就労することを指します（一般企業等で就労することは「一般就労」といいます。）。

○就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、B型事業所のちがいは？

いずれも障害福祉サービスに該当しますので、利用するためには障害福祉サービス受給者証を取得する必要があります（障害福祉サービスについては48ページをご覧ください。）。

●就労移行支援事業所

一般企業等への就労を希望する65歳未満の人に、原則2年の利用期間内に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や就労体験、求職活動に関する支援などを行います。

●就労継続支援A型事業所

一般企業等での就労が困難な65歳未満の人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は雇用契約に基づき就労しますので、自治体の最低賃金が保証されます。平成30年度のA型の平均賃金は月額76,887円です（厚生労働省の調査より）。

●就労継続支援B型事業所

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。B型は雇用契約を伴わない形で就労しますので、最低賃金が保証されません。平成30年度のB型の平均賃金は月額16,118円です（厚生労働省の調査より）。

○障害者雇用って？

一般企業等に障害者として求職・就職することです。

一定規模以上の企業や地方自治体は、常勤の従業員のうち一定割合の障害者を雇用することが法律で義務づけられています（この割合は「法定雇用率」と呼ばれています。）。このため、障害者として求職することで就職に有利に働く場合があります。

なお、法定雇用率に算定されるためには障害者手帳を取得している必要があります。

※これまでは知的障害者・身体障害者のみが法定雇用率の対象とされていましたが、平成30年度より精神障害者も対象となりました（ただし、精神障害者保健福祉手帳を所持している必要があります。）。

○一般就労と福祉就労、どちらがいいの？

一概には言えませんが、自分の適性や状態、障害特性などを踏まえつつ、何を重視するかで決めるとよいでしょう。例えば、サポートを受けながら自分のペースで働きたい、一般企業でやっていく自信がないということであれば、福祉就労を選ぶとよいでしょう。また、一旦は福祉就労し、時間をかけて一般就労を目指すという選択もあり得ます。

一方、しっかりとお金を稼ぎたい、一般就労でもやっていく自信も能力もあるということであれば、一般就労を目指すのもよいでしょう。

○補助・助成制度はないの？

●更生訓練費

就労移行支援事業所、自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業所における訓練の効果을上げるため、更生訓練を受けるのに必要な費用を支給します。

○支給対象 上記サービスの支給決定を受けて、更生訓練を受けている障害者のうち、生活保護受給者または対象となる収入（更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額）から更生訓練費相当額を控除した後の額が270,000円以下の方

○支給内容 参考書・ノート・訓練用具の購入費等及び通所の場合の交通費など、訓練に要する費用について、サービス等の種類・訓練日数に応じて支給します。

○申請・支給 通常、事業所を通じて申請・支給されます。

●障害福祉サービス事業所通所者交通費助成

就労継続支援事業所、生活介護事業所に通所するための交通費を助成する制度です。

○対象 支給決定を受けて上記サービスを利用している障害者（通所による利用に限ります。）のうち、市内に住所を有する方で、対象収入から助成金相当額を控除した後の額が270,000円以下の方（生活保護受給者は除く。）

○対象施設 就労継続支援事業所、生活介護事業所

○助成額 本人が居住地から事業所に通所するのに要する最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出した交通費の月額で、市長が認定した額。

○申請・支給 通常、事業所を通じて申請・支給されます。

●地域活動支援センターⅢ型通所者交通費助成

地域活動支援センターⅢ型に通所するための交通費を助成する制度です。

○対象 市内に住所を有し、かつ、本市が地域活動支援センターⅢ型の運営費補助の算定対象としている障害者で、費用徴収対象収入から通所経費を控除した額が270,000円以下の方（生活保護受給者を除く。）

○対象施設 広島市地域活動支援センターⅢ型事業費補助金交付要綱に基づき、本市が運営費を補助している地域活動支援センターⅢ型

○助成額 本人が居住地から施設に通所するのに要する、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出した交通費の月額で、市長が認定した金額。

○申請・支給 通常、事業所を通じて申請・支給されます。